

標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 補償金等の支払い

（当社の支払責任）

第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ異常な突如の事態（以下「事故」といいます。）によって、身体に傷害を受けたときは、本章から第4条までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

第2条 前項の傷害には、身体外部から有傷発災又は有傷発災を偶発的に一時に吸入、吸収又は摂取したときと急激かつ異常な突如の事態によって発生した当該結果生ずる中毒状態を除きます。ただし、細菌性食物中毒は含みます。

（用語の定義）

第2条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の第2条第2項の規定及び任意加盟企画旅行契約の第2条第1項で定めらるるものをいいます。

この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗車券等によって提供される当該企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等からのサービスの提供を受けたことを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けたことを完了した時までをいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出たときは、離脱の予定時から復帰の予定の時までの間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出たときと復帰したときと復帰の予定と離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間又は復帰した後は「企画旅行参加中」といいたしません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けず（旅行日程の離脱により）、目的地を定めずに滞在している場合において、その旨が当該日に発生した事故により旅行者が被った損害に対してこの規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

第3条 前項の「サービスの提供を受けたことを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- （1）乗客、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時
- （2）前号の受付が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、イ 航空機であるときは、乗客のみが完了する飛行機降場における手荷物検査等の完了時

イ 船舶であるときは、乗船手続の完了時
ロ 鉄道であるときは、改札の終了時刻は改札のないときは当該列車乗降時
ハ 車両であるときは、乗車時
ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時
ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とす
ニ 前項の「サービスの提供を受けたことを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

第4条 前項の「サービスの提供を受けたことを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- （1）乗客、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げられた時
- （2）前号の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、イ 航空機であるときは、乗客のみが完了する飛行機降場からの退場時
- ロ 船舶であるときは、下船時
- ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時
- ニ 車両であるときは、降車時
- ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時
- ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とす

第2章 補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合一その1）

第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては補償金等を支払いません。

- （1）旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （2）死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が当該傷害の一部の受取人であるときは、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- （3）旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （4）旅行者が法令に定められた運転資格を持たない、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で運転し、自動車又は原動機付自転車を用いて生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （5）旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたことによって生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （6）旅行者の病態、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （7）旅行者の転倒、出血、早産、産後又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- （8）旅行者の目的執行又は拘留若しくは監禁に生じた事故
- （9）戦争、外国の武力行使、革命、政変、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象又は騒動（この規程において、群衆による多数者の集団的行動によって、全国に一部の地区にわたって騒ぎが巻き起こり、治安維持に重大な事態と認められる状態をいいます。）
- （10）核燃料物質（使用済燃料を含みます。）及び同類とす。若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特長による事故
- （11）前2号の事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- （12）第10号以外の放射線照射又は放射能汚染

2 当社は、原因のいずれかによらず、頭部怪我（いわゆる「むちうち症」）は腰痛その他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合一その2）

第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。

- （1）地震、噴火又は津波
- （2）前号の事故に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（補償金等を支払わない場合一その3）

第5条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれていない場合を除き、補償金等を支払いません。

- （1）旅行者の自発的に行う行為
- （2）旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた傷害
- （3）旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行（いわゆる競争を含みます。）又は試乗（性能試験を目的とする運転は除きます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を租借し「道路」上とこれらを用いて走行している間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていない場合にも補償金等を支払います。
- （4）航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であるか不定期便であるかを問わず）以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

（補償金等を支払わない場合一その4）

第5条 2 当社は、死亡補償金を受け取るべき者が旅行者の各自が掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

- （1）暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当する者として認められること
- （2）反社会的勢力を利用して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- （3）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- （4）その反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

第3章 補償金等の種類及び支払額

（死亡補償金の支払い）

第6条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円（以下「補償金」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金から既に支払った金額を控除した額を支払います。

（後遺障害補償金の支払い）

第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内の後遺障害（身体に残った状態により回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損）を被り、その原因となった傷害が治った後のものをいいます。以下同様とします。旅行者1名につき、別表第2の1(3)、1(4)、2(3)及び3(5)に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

第8条 別表第2の各号に掲げる割合は、旅行者が第1条の傷害を被り、その原因となった傷害が治った後のものをいいます。以下同様とします。旅行者1名につき、別表第2の1(3)、1(4)、2(3)及び3(5)に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

（入院見舞金の支払い）

第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ること、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。

- （1）現金、小切手その他の有価証券、預貯金、手形その他これらに準ずるもの
- （2）クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの
- （3）積本、設計書、図案、図解その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、シュー、オーディオ、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で直接または間接に記録されたものを除きます。）
- （4）船舶、自動車、モーターボート及び小艇を含みます。）及び自動車、原動機付自転車及び及びこれらに関する付属品
- （5）山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの
- （6）義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上の傷害を受けたとき 20万円
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき 10万円
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき 2万円

2 旅行者が入院しない場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とす。

3 当社は、旅行者1名について入院見舞金又は死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて請求するときは、その合計額を支払いません。

（通院見舞金の支払い）

第9条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ること、次の通り（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所へ通い、医師の治療を受けたこと（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき 10万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき 2万円

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき 5万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 2万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき 1万円

3 旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプスや固定器を使用した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ることができなくなったときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ること、次の通り（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所へ通い、医師の治療を受けたこと（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき 10万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき 2万円

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき 5万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 2万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき 1万円

3 旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプスや固定器を使用した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ることができなくなったときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ること、次の通り（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所へ通い、医師の治療を受けたこと（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき 10万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき 2万円

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき 5万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 2万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき 1万円

3 旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプスや固定器を使用した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ることができなくなったときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ること、次の通り（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所へ通い、医師の治療を受けたこと（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき 10万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき 2万円

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき 5万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 2万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき 1万円

3 旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプスや固定器を使用した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ることができなくなったときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ること、次の通り（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所へ通い、医師の治療を受けたこと（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき 10万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき 2万円

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき 5万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 2万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき 1万円

3 旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプスや固定器を使用した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ることができなくなったときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ること、次の通り（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所へ通い、医師の治療を受けたこと（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき 10万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき 2万円

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき 5万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 2万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき 1万円

3 旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプスや固定器を使用した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ることができなくなったときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ること、次の通り（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所へ通い、医師の治療を受けたこと（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき 10万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき 2万円

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき 5万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 2万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき 1万円

3 旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプスや固定器を使用した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ることができなくなったときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ること、次の通り（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所へ通い、医師の治療を受けたこと（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき 10万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき 2万円

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の傷害を受けたとき 5万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 2万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を受けたとき 1万円

3 旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプスや固定器を使用した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ることができなくなったときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ること、次の通り（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所へ通い、医師の治療を受けたこと（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上の傷害を受けたとき 20万円
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき 10万円
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき 2万円

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上の傷害を受けたとき 10万円
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を受けたとき 5万円
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を受けたとき 2万円
ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき 1万円

3 旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプスや固定器を使用した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活を送ることができなくなったときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とす。

3 当社は、旅行者1名について入院見舞金又は死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて請求するときは、その合計額を支払いません。

(7) 動物及び植物
(8) その他当社があらかじめ指定するもの

第19条 当社が損害補償金を支払うべき損害額（以下「損害額」といいます。）は、その損害が生じた時及び時における補償対象品の価額又は補償対象品を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費及び当該第3条の費用の合計額が1つれか低い方の金額を基準として定めることとします。

2 補償対象品の1個又は1対に対しての損害額の10万円を超過したときは、当社は、そのもとの損害額を10万円とし、その超過部分については前項の規定を適用します。

3 当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき15万円を超えてはなりません。ただし、損害額が旅行者1名に対して1回の事故につき3,000万円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。

（損害の防止等）

第20条 旅行者は、補償対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。

- （1）損害の防止に誠意を尽すこと
- （2）損害の発生原因となった事故の概要及び旅行者が損害を受けた補償対象品についての保険契約の有無を、遅滞なく当社に通知すること
- （3）旅行者が他人から損害の賠償を受けたことがある場合は、その権利の行使について必要と認められる範囲内において、損害賠償請求権を行使する旨を第三者の承認書に捺印すること

2 当社は、旅行者が正当な理由なく前項第1号に違反したときは、防止に誠意を尽したと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなし、同項第2号に違反したときは、損害補償金を支払わず。また、同項第3号に違反したときは、取得すべき権利の行使によって受け取ることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなす。

3 当社は、次に掲げる費用を支払います。

- （1）前項第1号に規定する損害の防止に誠意のために要した費用のうち当社が必要又は有益と認めたもの
- （2）前項第3号に規定する手続のために必要な費用

（損害補償金の請求）

第21条 旅行者は、損害補償金の支払いを受けようとするときは、当社所定の損害賠償請求書及びそれに掲げる書類を提出しなければならないとす。

- （1）警察署又はこれに代わるべき第三者の事故証明書
- （2）補償対象品の状態を証明する書類
- （3）その当社の要求するもの

2 旅行者が前項の規定に違反したときは、提出書類につき記載に不実のことが表示し、又はその書類を偽造若しくは変造したとき又は提出しなかったときは、同様とす。又は、当社は、損害補償金を支払いません。

（保険契約がある場合）

第22条 旅行者は、損害補償金を支払うべき損害額がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を超過する場合があります。

第23条 当社は、損害補償金を支払うべき損害額について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の日戻りで当社に移転します。

（支払）

別表第1（第5条第1項関係）

山岳登山（ピッキング、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）	リュージュ、ボブスレー、スノボ、スノボボード、ハンダグライダー、格闘 軽運動機（モーターハンダグライダー）、マイクロライト機、ウルトラライト機） 格闘 ジョイロケット機その他これらに類する危険な運動
--	---

別表第2（第7条第1項、第3項及び第4項関係）

項目	割合
1 眼の障害	
(1) 両眼が失明したとき	100%
(2) 一眼が失明したとき	60%
(3) 一眼の視矯正率が0.6以下となったとき	5%
(4) 一眼の視野狭窄等（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合を含む。）を呈したとき	5%
2 耳の障害	
(1) 両側の聴力を全く失ったとき	80%
(2) 一耳の聴力を全く失ったとき	30%
(3) 一耳の聴力が50センチメートル以上では通常の話声を解せないとき	5%
3 鼻の障害	
鼻の機能を著しい障害を残すとき	20%
4 その他、言語の障害	
(1) それしくは言語の機能を全く失ったとき	100%
(2) それしくは言語の機能を著しい障害を残すとき	35%
(3) それしくは言語の機能を障害を残すとき	15%
(4) 歯に五本以上の欠損を生じたとき	5%
5 外装（ぼうし）（顔面・頸部・頸（けい）部を含む。）の機軸	
(1) 外装（ぼうし）に著しい欠損を残すとき	15%
(2) 外装（ぼうし）の顔面において直径2センチメートルの瘻痕（はんこん）、長さ3センチメートルの線状痕（じん）程度をいう。）を残すとき	3%
6 首（むく）の障害	
(1) 首（むく）に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき	40%
(2) 首（むく）に運動障害を残すとき	30%
(3) 首（むく）に奇形を残すとき	15%
7 腕（しゅ）の障害	
(1) 腕（しゅ）は腕（しゅ）を失ったとき	60%
(2) 腕（しゅ）は腕（しゅ）の三大関節中の二関節又は三関節の機能を全く失ったとき	50%
(3) 腕（しゅ）は腕（しゅ）の三大関節中の一関節の機能を全く失ったとき	35%
(4) 腕（しゅ）は腕（しゅ）の機能を障害を残すとき	5%
8 手（て）の障害	
(1) 一手の母指を指関節（指関節）以上で失ったとき	20%
(2) 一手の母指の機能に著しい障害を残すとき	15%
(3) 母指以外の指を第二指関節（遠位指関節）以上で失ったとき	8%
(4) 母指以外の指の機能に著しい障害を残すとき	5%
9 足（あし）の障害	
(1) 一足の第一足指（趾）（しゆん）（指関節）以上で失ったとき	10%
(2) 一足の第一足指の機能に著しい障害を残すとき	8%
(3) 第一足指以外の第一足指を第二（しゆん）（遠位指関節）以上で失ったとき	5%
(4) 第一足指以外の第一足指の機能に著しい障害を残すとき	3%
10 その他、身体の一部を失ったとき又は終身自用を弁ずることができないとき	100%

注 第7号、第8号及び第9号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

別表第3（第8条第2項関係）

- （1）両眼の視矯正率が0.6以下になっていること。
- （2）それしくは言語の機能を失っていること。
- （3）両腕の機能を失っていること。
- （4）一腕の指関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
- （5）一腕の機能を失っていること。
- （6）補償対象品の障害の発生が本人の自由意志に非難される起る動作に限られていること
- （7）神経系統又は精神の障害のため本人の自由意志に非難される起る動作に限られていること
- （8）その他上記各条の合併等項のため本人の自由意志に非難される起る動作に限られていること

（注 第4号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。）

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

MOTO TOURS JAPAN KYOTO 株式会社

京都府京都市右京区西園今田町113-2

旅行業取扱管理者 松田 晋吾